

乗りトククーポン提供店舗拡大業務 企画提案要領

1 業務の名称

乗りトククーポン提供店舗拡大業務

2 業務の趣旨・目的

別添「仕様書」のとおり

3 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 役割分担の考え方

別添「仕様書」のとおり

5 提案の内容

提案にあたっては、以下を参考とすること。提案の前段として、事業全体に対する基本的な考え方や進め方、実施体制について記載すること。また本事業の実施により、乗りトクパス利用の促進のみならず、公共交通利用促進の観点を意識し、提案をすること。

1) 乗りトククーポン提供店舗拡大支援

- ・連携企業について（候補企業（注1）、特典・サービス、掘り起こし方策等（注2）
- ・サービスの価値向上について（注2）

（注1）拡大する連携企業は10社～20社程度を想定するが、別添【「GunMaaS 乗りトクパス」現状のサービス】の「※現状利用可能な交通機関」及び「（参考）GunMaaS と連携を予定している交通機関」を参照し、連携企業の決定については受託者からの提案をもとに、委託者と協議のうえ、確定する。

（注2）連携企業の拡大について、直接の営業や公募等といった実施手法は自由提案とする。また対象とするエリアや拡大する特定テーマ・業種等がより具体的な企画提案を行うこと。

（注3）乗りトククーポンが、公共交通の利用やチケットの魅力向上につながるなど、より効果的なサービスとなるよう企画提案を行うこと。

【特典・サービスのイメージ】

商店 500 円 OFF クーポン、ドリンク/生ビール一杯無料券、「ぐんまの地酒」500 円 OFF クーポン、映画鑑賞チケット、美術館入館券、●●体験クーポン、タクシー利用 500 円券など

2) 乗りトククーポン提供店舗への継続協議の支援

- ・現在乗りトククーポンを提供している企業・店舗等に対して、継続協議し、サービス内容を再検討する。(注4)
- ・継続提供店舗に対して、委託者との仲介役として連絡調整するほか、実施状況のヒアリングから条件面などについて再調整を行う。
- ・現状、更新にあたっては逐次交渉となっていることから、更新作業の効率化について提案するとともに、提案により更新交渉を実施する。

(注4) 現在乗りトククーポンを提供している店舗

→ [クーポンが利用可能な店舗 | GunMaas 乗りトクパス](#)

3) 企業・店舗等のサポート

- ・企業・店舗等のサポート体制(注5)
 - ・企業・店舗等の増加に資する施策(事業協力金等)(注6)
- (注5) 確実にサービスを実現できる体制(社外も可)や保有するネットワーク、事業の実績等を提案すること。
- (注6) 事業協力金については本事業の積算に含むものとする。金額や支払い方法については、受託者からの提案をもとに、委託者と協議のうえ、決定する。

4) プロモーション(PR/広報)の実施

- ・サービスの利用促進に向けて、ターゲットや広告媒体の設定等を行うことにより、効果的なプロモーションの提案、それにより推定される波及効果を提示すること。
- ・公共交通利用へ繋げるためのプロモーションを提案すること。

5) 特設 Web ページの更新及びコンテンツ拡充

- ・提供店舗の企業・店舗情報や乗りトククーポンの情報を整理し、特設 Web ページの更新及び情報発信を行う。
- ・特設 Web ページの更新にあたっては、現在と同一の URL (<https://gunmaas-nt.jp/>)を使用することを想定しているため、ドメイン移管等の事務手続きを早急に進めること。なお、ドメイン移管に係る手数料、及び当面のサーバ利用料についても見積額に含めること。

6) 事業効果検証

- ・サービスの利用者及び企業・店舗向けに、本サービスの事業効果検証のほか、改善や事業継続につながる検証手法を提案すること。

7) 公共交通利用促進

- ・(1)～(6)以外で、公共交通の利用促進に向けた提案がある場合は、企画提案書に記載する。実施については、委託者と協議のうえ、決定する。

6 見積上限額

6, 600千円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整のうえ、再度見積書の提出を依頼する。

7 契約期間

別添「仕様書」のとおり

8 委託先選定数

1 者

※ただし、業務を効果的に実施するため、委託者の了解のもと、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

9 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・群馬県内に事業所を置く事業者であること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- ・業務遂行に当たって、経理処理や業務報告などを委託者の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されている者

10 スケジュール

1) 参加申込

令和7年9月3日（水）～12日（金）午後5時 必着

※詳細は、下記11のとおり

2) 質問受付

令和7年9月17日（水）午後5時 まで

※詳細は、下記12のとおり

3) 企画提案書提出

令和7年9月26日（金）午後5時 必着

※詳細は、下記13のとおり

4) 審査

令和7年9月26日（金）～10月2日（木）予定

※詳細は、下記14のとおり

5) 結果発表

令和7年10月8日（水）以降

1.1 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1）」を電子メールにて提出すること。

1) 提出期限 令和7年9月3日（水）～12日（金）午後5時 必着

2) 提出先 下記16のとおり

※Email 件名を「【参加申込】乗りトククーポン提供店舗拡大業務委託」とすること。

※ 提出した旨を電話で連絡すること。

1.2 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

1) 受付期間 令和7年9月17日（水）午後5時 まで

2) 質問様式 質問様式（様式2）による

3) 質問方法 電子メール

4) 提出先 下記16のとおり

※Email 件名を「【質問事項】乗りトククーポン提供店舗拡大業務委託」とすること。

※ 提出した旨を電話で連絡すること。

5) 回答 質問に対する回答は、令和7年9月19日（金）を目途に質問者及び参加申込の意思表示があった事業者へ、メールで回答する。

1.3 応募の手続き等

1) 提出書類

(ア) 企画提案書表紙（様式3）

(イ) 企画提案書本体（任意様式）

(ウ) 業務実施体制（様式4）

(エ) 費用見積書（任意様式）

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

※見積額が上記4の見積上限額を超えた場合は、失格とする。

(オ) 法人概要

(カ) 法人登記簿謄本（*）【3か月以内に発行されたもの】

(キ) 決算書(*)【直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分)】

(ク) 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)

(ケ) その他、参考となる資料(適宜)

※*印の付いた書類については、「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

2) 企画提案書本体(任意様式)の記載事項例

(ア) 今回の業務に関する基本的な考え方

(イ) 業務実施体制

(ウ) 想定されるスケジュール

(エ) 業務内容についての提案

- ① 乗りトククーポン提供店舗拡大支援
- ② 乗りトククーポン提供店舗への継続協議の支援
- ③ 企業・店舗等のサポート
- ④ プロモーション(PR/広報)の実施
- ⑤ 特設Webページの更新及びコンテンツ拡充
- ⑥ 事業効果検証
- ⑦ 公共交通利用促進

(オ) 類似事業の主な実績、成果(企業支援、広報事業等)

(カ) その他(その他、アピールしたい事項、本業務に関する提案等)

3) 提出方法・提出期限

(ア) 提出方法 電子メール

Email : koutsuibe@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案書】乗りトククーポン提供店舗拡大業務委託」とすること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※提出ファイルのデータ容量が7MB 以上の場合は受信できない場合があるため別途、相談すること。

(イ) 提出期限 令和7年9月26日(金)午後5時 必着

4) 提出先

下記16のとおり

5) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

6) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後の内容変更は不可とする。

- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに委託者に連絡し、その旨を書面提出すること。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象とならない。
- ・この企画提案の参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 4 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定する。プレゼンテーションは行わず、書面審査のみとする。なお、審査結果は、令和7年10月8日（水）以降に応募者全てに文書により通知する。

以下の審査基準を基に100点を満点として採点する。

（審査基準）

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨・目的の理解・充実した提案内容）【12点】
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力・事業実施体制・事業実績）【15点】
- ・乗りトククーポンの実現に関すること（支援方策や具体化に向けた提案・企業支援等）【38点】
- ・企業・店舗等のサポートに関すること（サポート体制、企業・店舗等の増加に資する施策）【4点】
- ・サービスの広報、プロモーションに関すること（ターゲットや具体的な媒体の設定、その狙いなどの明確化）【10点】
- ・サービス検証に伴う支援に関すること（実施可能な手法）【8点】
- ・予算価格との比較（見積金額の妥当性、予算のバランス）【3点】
- ・総合評価（全体的な整合性）【10点】

1 5 留意事項

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、委託者との交渉で決定する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、委託者に帰属する。

1 6 応募先及び問い合わせ先

- 1) 名 称 群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 MaaS 推進係
- 2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 (23 階)
- 3) 連絡先 電話 027-226-2381 E-mail koutsuibe@pref.gunma.lg.jp